

○管理職手当に関する承認事項について

- 1 管理職手当の区分の決定に当たり、学校の規模、所掌する業務の困難性等を考慮して定める基準（令和5年3月20日人事委員会指令第15号）

学校種別	校長七種及び教頭九種	校長六種	校長五種
小学校	14～17学級の学校であって、特に職務が困難な学校	特に規模の大きな学校（原則として24学級以上）で、地域の中心校、研究指定校であるなど、特に職務が困難な学校（小学校総数の5%に相当する数から2を減じた学校数）	特に規模の大きな学校（原則として24学級以上）で、特に地域の中心的な役割を果たし、又は極めて職務が困難な学校（1校）
中学校 義務教育 学校	14学級の学校であって、特に職務が困難な学校	特に規模の大きな学校（原則として18学級以上）で、地域の中心校、研究指定校であるなど、特に職務が困難な学校（中学校及び義務教育学校総数の10%に相当する数から2を減じた学校数）	特に規模の大きな学校（原則として18学級以上）で、特に地域の中心的な役割を果たし、又は極めて職務が困難な学校（1校）
高等学校 中等教育 学校	(1) 8学級の学校（校長及び教頭） (2) 7学級以下の学校（本務校長） (3) 通信制課程を置く学校（当該通信制課程を担当する教頭）	特に規模の大きな学校（原則として12学級以上）で、外国人子女・帰国子女受入校、地域の中心校、中高一貫教育の実施校、研究指定校であるなど、特に職務が困難な学校（高等学校及び中等教育学校総数の30%に相当する	特に規模の大きな学校（原則として12学級以上）で、特に地域の中心的な役割を果たし、又は極めて職務が困難な学校（2校）

		数から4を減じた学校数)	
特別支援学校		特に規模の大きな学校（原則として15学級以上）で、寄宿舍設置校、地域の中心校、研究指定校であるなど、校長の職務が特に困難な学校（特別支援学校総数の30%に相当する数から2を減じた学校数)	特に規模の大きな学校（原則として15学級以上）で、極めて職務が困難な学校（1校)